

特定非営利--活動法人 JFC ネットワーク
Citizen's Network for Japanese-Filipino children

2014 年度活動報告書

特定非営利活動法人 JFC ネットワーク

(Citizen's Network for Japanese-Filipino children)

【東京事務所】

〒160-0023 東京都新宿区西新宿 4-16-2 西新宿ハイホーム 206

TEL / FAX : 050-3328-0143 E-mail: jfcnet@jca.apc.org

ホームページ(日本語) : <http://www.jca.apc.org/jfcnet>

Facebook: jfcnet tokyo

【MALIGAYA HOUSE】

18-A Cabezas Street Project 4, Quezon City, Metro Manila, 1109 Philippines

TEL/FAX: (63-2) 913-8913, (63-2) 468-0173 Email: maligayahouse@gmail.com

Facebook: Maligaya House

【目 次】

第1 特定非営利活動法人 JFC ネットワークとは ······	4-5
1. 設立	
2. 法人取得	
3. 設立目的	
4. 東京事務所	
5. マリガヤハウス (Maligaya House)	
6. JFC 弁護団／ケース受任協力弁護士	
第2 2011 年度の事業の概要	
1. 東京事務所の事業の概要 ······	5-12
(1) 法的・行政手続支援事業 ······	5-7
① 父親探し	
② JFC に対する法的・行政手続支援	
③ 省庁交渉への参加	
④ DNA 鑑定協力企業との提携	
⑤ 弁護団会議	
⑥ 国籍確認訴訟違憲判決（国籍法 3 条）／認知国籍取得プログラム	
⑦ 国籍確認訴訟提起（国籍法 12 条、戸籍法 104 条）	
(2) 生活・教育支援事業 ······	7-8
① JFC 奨学金基金	
② JFC 母子向けプログラム	
③ 子どもサポートプログラム	
a. 勉強サポーター	
b. 父親再会（初会）サポーター	
c. みうらまちこ JFC ミュージック奨学基金	
(3) 普及啓発事業 ······	8-10
① ニュースレター「MALIGAYA」の発行	
② メール月刊ニュースの発行	
③ イベント・勉強会などへの参加	
④ スタディツアーア	
⑤ 人身売買調査活動	
⑥ JFC ネットワーク設立 20 周年記念イベント	
a. JFC ネットワークエッセイコンテスト—JFC として生きる私の人生—	
b. JFC ネットワーク設立記念会	
(4) その他の事業	
① JFC 通販 ······	10-11
(5) その他 ······	11
① 理事会	
② インターンおよびボランティアの受け入れ	
(6) ファンドレイジング ······	11-12

2. マリガヤハウスの事業の概要 ······	13-15
(1) 心理・社会的介入プログラム (Psycho-Intervention Program: PSI) ······	13
① ケースマネージメント	
② カウンセリング	
④ 家庭訪問	
⑤ 国籍申請支援	
(2) トレーニング・教育プログラム (Training & Education Program: TEP) ······	14
① JFC プログラム	
② 保護者（母親など）向けプログラム	
③ 奨学金プログラム	
④ 訪問者・ボランティアへの啓蒙	
(3) 調査研究・広報プログラム (Research & Publication Program: RPP) ······	15
(4) アドボカシー・ネットワークプログラム (Advocacy & Networking Program: AD Net) ·····	15
① 政府や他の NGO とのつながり	
(5) 財務・運営 (Finance & Administration Program: FAP) ······	15
① 組織運営	
② 事務所メンテナンス	

第3 東京事務所における JFC に対する法的支援事業の概要 ······	16-34
1. ケース対応の手続き ······	16
2. 受理・処理の状況（表 1～4） ······	17-19
3. 婚姻手続（表 5～8） ······	21-23
4. 国籍取得（表 9～13） ······	24-28
(1) 概要 ······	24-25
(2) 準正による国籍取得（国籍法 3 条 1 項） ······	26-27
(3) 国籍再取得 ······	28
5. 認知（表 14、表 15） ······	29-30
6. 養育費請求（表 13） ······	31
7. 在留特別許可（表 14・15） ······	32-33
8. 訴訟ケース（表 16） ······	34

第1 特定非営利活動法人 JFC ネットワークとは

1 設立

1994年5月に設立された。初代代表は松井やより氏。

2 法人格取得

2006年3月に東京都より認証を受け、法人格を取得した。

3 設立目的

1980年代から日本へ働きに来るフィリピン人女性の増加に伴い、日本人男性との出会いが増え、両者の恋愛・結婚、そして両者間に生まれる子どもたちも増加している。幸せな家族を築いている日比家族も増えているが、中には日本人の父親に養育放棄されるなどのために、精神的・経済的に苦しい生活を余儀なくされている子どもたちも多い。こうした子どもたちとその母親の人権を守る活動をする目的で設立した市民団体である。

4 東京事務所

東京事務所では、日本人とフィリピン人の間に生まれた子どもたちのうち、様々な理由により、父親からの連絡が途絶え、養育を受けられなくなった子どもたちおよびその母親に対する法的支援（養育費や認知の請求、親権者指定<変更>）および行政手続支援（国籍<再>取得、フィリピン法で成立した婚姻の日本への報告的届出、在留特別許可申請など）を中心に行っている。なお、2014年12月末実現在、母子がフィリピンに在住する案件（在比ケース）が約73%を占め、日本に在住する案件（在日ケース）は27%である。

2014年度の理事及び事務局は以下の通りである。

<理事>

理事長　張学鍊

副理事長　山田壯夫

理事　近藤博徳、茂野光達、豊島眞、神崎雄二

監事　細田はづき

<事務局>

事務局長 / タガログ語通訳・ケースワーカー　伊藤里枝子

事務局員 / 社会福祉士・ケースワーカー　古市智子(～4月まで)

事務局員 / 斎藤忍 (4月～)

事務局員 / 市原誉子

ケースワーカー / 阿部エスピー

5 マリガヤハウス (Maligaya House)

「特定非営利活動法人 JFC ネットワーク」のフィリピン・マニラ現地事務所。1998年1月17日設立。2012年12月末日現在、JFCネットワークで扱う全ケースの約73%は在比ケースであり、うち、約80%はマリガヤハウスで受けた相談、約16%はミンダナオ島ダバオにあるRGS-COW(Religious of the Good Shepherd - Center for Overseas)で受けた相談で、その他は別団体を通して受けた相談になる。マリガヤハウスでは直接に母子からの相談を受け、母子への精神的・法律的なカウンセリングや日本語教室なども行う。なお、「Maligaya」とはタガログ語で「幸せ」の意味である。

<理事>

理事長(President) : 不在。阿蘇敏文(2010/7/30 逝去)

副理事長(Vice President) : Maximo Albarez, Jr. (2011 年 11 月 12 日逝去)

書記(Cooperate Secretary) : Aurora Javate de Dios

会計(Treasurer) : Harriet Escacha

監査(Auditor) : Cesar Santoyo

<事務局>

常勤日本人スタッフ : 河野尚子

常勤フィリピン人ソーシャルワーカー : Christine Magallano (クリスティン・マガリアノ)

6 JFC 弁護団／ケース受任協力弁護士

JFC 弁護団は 1993 年 4 月結成。父親との交渉が難航したなどの理由により、調停や裁判などの法的処置の必要な事件を依頼している。

現在は弁護団という形での活動はしていないが、法的処置の必要なケースを受任して頂いている弁護士は全国に約 223 名である（2014 年 12 月末日現在）。地方に在住する父親に対し法的手続を行うために、地方に事務所を構える協力弁護士の確保が喫緊の課題となっている（特に 2004 年 4 月の人事訴訟法施行後は在比ケースも東京家庭裁判所ではなく父親の住所地を管轄する家庭裁判所で手続を行うことが必要となつたため）。

在日ケースを弁護士に依頼する場合、ほとんどのクライアントは経済的に厳しい環境にあるため、日本司法支援センター（通称「法テラス」）の援助制度（以前は財団法人法律扶助協会の法律扶助制度）を多く利用している。また、在日ケースで母子が在留資格を有しない場合には日本弁護士連合会の「外国人に対する法律援助制度」を利用している。在比ケースでも、「外国人に対する法律援助制度」を利用して弁護士を雇い訴訟を行うことができるようになってきている。しかし、資金的な問題から養育費請求や 20 歳以上の認知請求は扶助が認められないなどの制約を受け必ずしも順調とは言えない。

第 2 2012 年度の事業の概要

1 東京事務所の事業の概要

2014 年度の東京事務所の事業の概要は、以下の通りである。

(1) 法的・行政手続支援事業

① 父親探し

「父親探しのボランティア」および事務局による父親探し

②JFC に対する法的・行政手続支援

弁護士と連携した子どもの認知・養育費の支払い、離婚、離婚無効、親子関係不存在、子の引渡しなどを求める調停・訴訟、日本国籍所得および在留特別許可などを求める法的・行政手続支援活動を行っている。詳細は後記（第 3）の通りである。

③ 省庁交渉への参加

2014 年 11 月に移住労働者と連携するネットワーク主催の省庁交渉が行われたが、JFC ネットワークは参加しなかった。

④ DNA 鑑定協力企業との提携

父親に対する認知・養育費請求の前提として父子関係の証明が必要である。昨年度は、

(株)ローカス（東京都世田谷区）の協力を得て8件について低廉な価格でDNA鑑定を行うことができた。うち1件は親子3人ともフィリピンのマリガヤハウスで鑑定を行い、2件は親子3人とも日本の(株)ローカスで鑑定を行い、3件は母子がダバオ在住のためマリガヤハウスの河野が出張鑑定を行い、父は日本の(株)ローカスで鑑定を行い、2件は母子がマリガヤハウスで、父が日本で鑑定を行った。

⑤弁護団会議

JFC弁護団および事務局が、JFC弁護団とJFCネットワークとの連携強化や、個々のケースの法的問題、打ち切りケースの決定などについて話し合った（隔月）。

⑥ 国籍確認訴訟違憲判決／認知国籍取得プログラム（国籍法3条）

両親（日本人父とフィリピン人母）が非婚で出生後に父から認知されたJFCは日本国籍を取得できない。一方、胎児認知を受けた場合、または出生後認知でも両親が婚姻した場合には日本国籍を取得できる。

JFCネットワークの在日ケースのクライアント9名とその子どもたちは、出生後認知を受けた子の両親が婚姻したか否かによって子の日本国籍の取得に差別をもうける国籍法3条が憲法14条（平等原則）に反するとして、2005年4月12日、日本国籍の確認を求める訴えを東京地裁に集団で提訴した。一審は請求認容、控訴審は請求棄却と判断が分かれたが、最高裁判所は2008年6月14日に、国籍法3条1項が両親の婚姻を要件とするのは憲法14条違反であるとする違憲判決を下した。

違憲判決に伴い、2008年12月12日に国籍法が改正され（施行は2009年1月1日）、両親が婚姻をしてなくても父親から認知を受けているケースは国籍取得が可能となった。

2014年度も引き続き認知の成立したケースごとに隨時国籍取得を行った。

⑦ 国籍確認訴訟提起（国籍法12条、戸籍法104条）

外国で生まれ、外国籍を取得した日本人の婚内子は出生から3ヶ月以内にその出生を在外日本大使館または日本の市町村役場に届け出ないと、日本国籍を喪失する（国籍法12条、戸籍法104条）。

JFCネットワークの総受理ケース中、婚内子は500人であり、そのうちフィリピンで出生した婚内子は364人（72.80%）だった。フィリピンで出生した婚内子（364人）のうち、国籍を留保していた子どもは111人（30.49%）であり、253人（69.51%）は国籍を喪失していた（表11、図2）。国籍喪失ケースのうち、現在までに国籍（再）取得できたケースは37件（14.62%）に過ぎない。（2014年12月末日現在）

JFCネットワークでは国籍喪失した婚内子に対しこの問題の重要性を伝え、国籍確認訴訟の提起を予定しているが参加の意思のあるものを募り、17名が参加することとなった。そのほか、日本に在住のケース2人、およびJFCネットワークのクライアントではないが、セブ・ネグロス在住のケース5人日本在住のケース2人も加わり、合計26名の国籍確認訴訟を2010年7月21日、東京地方裁判所に提訴した。

2012年3月23日（金）、東京地方裁判所において1審の判決が言い渡された。定塚誠裁判長裁判官は、日本に在住する原告2名のうち1名については国が日本国籍を認め、もう1名は判決で国籍が認められたものの、フィリピン在住の残る26名については日本国籍が認めらなかつた。東京地裁判決は、国籍法12条が合憲である理由として、外国で生まれた子の日本国籍は実効性を欠く可能性があるとか、重国籍の発生を防止する必要があるなどの点を挙げた。しかしながら、生まれた国を問わず日本国籍を取得できる日本人の父親から認知を受けた婚外子との間に発生している差別についての特段の言及はなかつた。

一審判決を受けて、署名活動（日本語、英語、タガログ語）を行い、集まった署名は、オンライン署名（英語：201名、日本語：124名）=325名、手書きの署名が496名、合計821名になった。7月17日、10月30日に2回の控訴審弁論期日があり、10月30日の期日に署名を裁判所へ提出した。

2013年1月22日、国籍確認訴訟の控訴審判決があった。奥田隆文裁判長裁判官は一審判決を支持し、原告らの請求を棄却した。しかも、憲法違反との原告らの主張を否定した理由について、控訴審判決は、「一審判決が述べている通りである」とするのみで、自らは一言も憲法判断に触れなかった。

(2) 生活教育支援事業

① JFC 奨学金基金

2000年10月に某テレビ番組でJFCの問題が取り上げられた際、取材を受けたあるJFCの子どもの学費を援助したいという問い合わせが殺到したことを契機に、JFCの子どもたちの教育支援のために「JFC 奨学金基金」を開設した。奨学生はマリガヤハウスで選考され、高校卒業までの教育資金を支援する。JFC 奨学金基金の報告は季刊ニュースレター「マリガヤ」の中の『パグアサ (Pag-aso)』(タガログ語で‘希望’の意)で紹介をしている。

また、2014年度は元奨学生で看護師研修生1名がシアソン大使福祉基金(Welfare Fund of Ambassador Siazon)から、同じく高校生1名がソロプロチミスト旭川からの奨学金を前年度に引き続きご支援頂いている。JFC ネットワークの奨学金基金からは高校生5名が支援を受けた。

しかし、1名は高校を卒業したが、その後大学への裏口入学を試みてマリガヤハウスからの支援を求めて來たので打ち切った。

②JFC 母子向けプログラム

母子家庭の多いJFC母子の家庭では毎日の生活に追われ、子どもたちとレジャーを楽しんだりする機会が少ない。こうした機会に恵まれない子どもたちとその母親に対し、レジャーを企画し、楽しいひと時を過ごした。

a.2014年5月3日（土）イチゴ狩り（神奈川県津久井浜市）

JFC母子やボランティア・インター、会員など参加者68名

b.2014年12月7日（日）クリスマス会（宝仙大学）

JFC母子やボランティア・インターなど参加者約100名。食事やゲーム、bingoを楽しみ、会員さんから子どもたちひとり一人に贈られたお菓子が配られ、JFCネットワークからは全国から寄付されたクリスマスプレゼントを子どもたちに贈った。宝仙大学の学生さんたちからのパネルシアターや人形劇の公演を行なった。歌手のみうらまちこさんのご厚意で始まったJFCミュージック奨学生の2人が歌の披露をした。

③子どもサポートプログラム

a. 勉強サポート

JFC母子家庭では子どもを塾や習い事に通わせるだけの経済的な能力がない。また母親に日本語能力があまりないために子どもたちの学校の勉強を見てあげることが充分にできないこともあります。子どもたちの学力面に問題のあるケースがある。こうした家庭の子どもたちの勉強をサポートするために家庭教師派遣を行なっている。昨年度は行わなかった。

b. 父親再会(初会)サポート

ここ数年、日本人の父親に生まれてから一度も会ったことがない、あるいは幼い時に生き別れになったJFCユースたちから「お父さんに会いたい」という相談が増えてきている。

JFC ネットワークは、自分の父親を知ることは子どもたちがこの世に生まれてきた理由を知るために、ルーツを知るため、そして自分自身に自信を持ち、自尊心を養い、自分の足で歩くために必要な人生のステップだと考え、ボランティアの協力を得、JFC たちの父親再会支援を必要に応じて行っている。昨年度は 2 件実施した。

- 1) ケース受理時、母子は在比、両親非婚、JFC は認知がないケース。父に任意で認知を求めたが拒否され、審判で認知を得た。その後、母子（10 歳）は来日。どうしても父に会いたいということで、父の代理人弁護士を通じてレストランで面会交流を実施。しかし、父の妻も同行し、離れたところで見られていたこと、父は始終無表情でお酒を飲んでほとんど会話もないまま終わってしまったようだ。昨年のクリスマスに JFC がもう一度会いたいとの希望を受け、父宛てのクリスマスカードを相手方の弁護士を通じて渡してもらったが、返事はない。
- 2) ケース受理時、母は日本人と婚姻し在日、両親非婚、JFC は認知がないケース。20 歳直前に認知の申立をし、審判で認知を得た。無事に日本国籍を取得でき来日。現在、母と義理の父を暮らす。父に会いたいということでクリスマス前に連絡を取ったところ、快く受けて下さり、メールや電話でやりとりをしている。

c. みうらまちこ JFC ミュージック奨学基金

JFC の子どもたちの育成を目的に、真剣に歌を学びたい子どもたちを対象に、会員の根岸伊作さんと歌手のみうらまちこさんのご厚意で 1 年間のレッスンを無料で受講できる奨学金制度が 2013 年度より開始した。2014 年度の奨学生は 2 名（西ジェイサさん、本田ジュリさん）。

なお、2014 年度でこのプログラムは終了した。

(3) 普及・啓発事業

① ニュースレター「MALIGAYA」の発行

年 4 回、発送している季刊誌だが、2014 年度は 9 月号が間に合わず、9・12 月号の合併号として頁数を増やし会員及び寄付者向けに発行・発送した。

・2014 年 3 月 「MALIGAYA 78 号」

ケース紹介、『2013 年度活動報告』より、マリガヤハウス便り、スタディツアーゲ案内、リッキー君継続支援のお願い、Pag-aso (奨学金基金報告)、2013 年度収支決算報告、JFC 通販ニュース

・2014 年 6 月 「MALIGAYA 79 号」

ケース紹介、マリガヤハウス便り、Pag-aso (奨学金基金報告)、リッキー君継続支援のお願い、JFC の来日と就労の課題、寄付者名簿、JFC 通販ニュース

・2013 年 9・12 月合併号 「MALIGAYA 80 号」

ケース紹介、マリガヤハウス便り、Pag-aso (奨学金基金報告)、スタディツアーレポート、設立 20 周年記念イベント報告、寄付者名簿、JFC 通販ニュース

② メール月刊ニュースの発行

会員さんや支援者の方々に活動の様子や JFC の子どもたちの状況などをより知つてもらえるよう、マリガヤハウスと東京事務所からそれぞれ、月刊ニュースをメーリングリストへ流した。しかし、多忙のため、10-12 月まで発行することができなかつた。

③ イベント・勉強会などへの参加

- a. 2012 年 6 月 7 日（土）および 8 日（日）、宮城県仙台市の茂庭荘で行われた移住労働者と連携するネットワークの第 10 回全国ワークショップ 2014 に JFC ネットワークから 2 人が参加

した。事務局長の伊藤里枝子は「移住女性」、事務局の斎藤忍は「貧困」の分科会に参加した。伊藤は分科会の中で、4月19日に神奈川県川崎市で行った「JFCの来日と就労」の報告会を踏まえたJFCの状況を発表した。

④ スタディツアー

8月1日(金)～8月8日(金)まで7泊8日でスタディツアーを行った。参加者は5名だった。マニラのマリガヤハウス訪問、国籍確認訴訟の原告の子どもたちとの交流会、ワークショップ、Batisの25周年記念会参加、NGOのアクセス(ACCE)を通じて再定住地区の訪問。ダバオのCOW事務所訪問、家庭訪問、ホームステイなどを通じて、JFCを取り巻く現状に触れ、JFC母子との交流を図った。

⑤ 人身売買調査活動

2008年の国籍法改正後、JFCの子どもたちとその母親たちをターゲットにした人身売買が問題となっている。しかしその実態は不透明な部分が多いのが現状である。そうしたことから、パルシステムから助成金50万を頂き、JFCをターゲットにした人身売買の調査を実施した(2013年10月～2014年3月)。

4月19日、神奈川県川崎市中原市民館で「改正国籍法施行後のJFCの来日と就労の課題」の報告会を行った。報告書はJFCネットワークのホームページで公開している。

⑥ JFCネットワーク設立20周年記念イベントの開催

a. エッセイコンテストの実施

1994年5月にJFCネットワークが設立してから2014年で20周年を迎えた。20周年記念イベントをするにあたり、これまで耳を傾けてこなかった子どもたち自身の声を聞くための催しにすることになった。

「Japanese-Filipino child(JFC)として生きる私の人生」をテーマにJFCネットワークエッセイコンテストを行った。エッセイコンテストに31点の作品の応募があった。31作品の概要は以下の通り；男女比(17:14)

日本語：英語：タガログ語(3:26:1)(※1通は日英)

在フィリピン(20:11)

年齢層(12-40) 12(1), 13(1), 16(3), 17(1), 18(1), 19(5), 21(3), 22(1), 23(5), 25(1), 26(2), 28(1), 29(1), 30(1), 31(1), 35(2), 40(1)

<入賞4作品>

架け橋賞/Cross Cultural Leadership Prize—Saki TANAKA(日本/Japan)

審査員賞/Special Recognition—Ken ISHIKAWA-(マニラ/Manila)

JFCネットワーク賞/JFC Network Prize—Kenji YUTANI(日本/Japan)

ベストエッセイスト賞/Best Essayist Prize—Ami HASUNUMA(ダバオ/Davao)

<多文化賞/Multicultural Prize>

Apolo Nikko Delfino

<入選7作品/7 consolation prizes>

太田貴/Takashi Ota

Shigehiro TANABE

岩村恵/Megumi Iwamura

津田友理香/Yurika Tsuda

Maricar Akiko HAYASHI

Switcyl Mae L. Ajos

Mark Angelo B. Phil

【エッセイコンテスト審査員】(敬称略)

根岸伊作 / C.E.O. TSI Consulting Group

秋葉丈志 /国際教養大学准教授

梅田グラナド玲子/奈川県立国際言語文化アカデミア講師

王慧槿 /多文化共生センター東京理事

レイ・ヴェントゥーラ /Mr. Ray Ventura -アジアプレスのメンバー、明治学院大学講師

b.設立 20 周年記念イベント

◆日時 : 2014 年 10 月 13 日 (月) 10 時~16 時

◆場所 : 新宿 NPO 協働推進センター5F 501 号室

【プログラム】

<第 1 部 / Part 1 >10:00~12:00

- 1) 理事長・張學鍊挨拶
- 2) フィリピン現地事務所・マリガヤハウスのスタッフ紹介
- 3) 協力団体ダバオの COW の紹介
- 4) ドキュメンタリー上映会
※太田直子監督さんより一言
- 5)エッセイコンテスト入賞者発表・授賞式
- 6) 国籍確認訴訟(国籍法 3 条)原告子どもたち紹介
- 7) 協力弁護士紹介

★ランチタイム 12:00~13:00★

<第 2 部 >13:00~16:00

①JFC ユースたちのパネルディスカッション 13:00~15:00

◆ディスカッションテーマ : JFC としての私の人生 / My life as a Japanese-Filipino child

*パネラーの紹介

- Kenji YUTANI(23)-フィリピン生まれのフィリピン育ちの JFC。20 歳になって来日。日本国籍喪失したためフィリピン国籍。
 - Mariko Ramos(36)-フィリピン生まれのフィリピン育ちに JFC。3 年前に来日。日本国籍取得の機会を逃し、フィリピン国籍。
 - 太田貴 / Takashi OTA (21) —日本生まれの日本育ち。フィリピン国籍未取得。
- 8) 終わりの言葉 – Ms. Mariko Ramos

80 名以上の方の参加があり、パネルディスカッションも 3 人のパネラーから誠実に正直に率直な発言を頂き、時には思い余って涙をしながら自分を語る場面もあり感動的な記念イベントとなった。

(4) その他の事業

① JFC 通販

近年、会費及び寄付収入が減っており、事務所の維持がかなり困難になってきた。そのため、少しでも財政難を解消するために、2002 年 6 月より始めたプロジェクトである。会員の一人である乾物屋・「小島屋」さんの協力を得て、ドライフルーツ・ナッツ類、その他干物類、フィリピンコーヒーなどを商品とし、会員を対象とした通販を始めた。

プロジェクトを開始してから 12 年半経ち、JFC 通販の存在は会員さんたちに対して広

く知られてきているようだ。そして、通販の利用者はほとんどが常連となっている。その方々は、職場や組合などでまとめて買ってくださるので、送料負担も大きくなないが、一方、個人でご購入下さる場合、小額のために送料の負担を感じて継続購入が難しいのかもしれない。通販のお知らせはニュースレターの発送時（年4回）に行うので、発送後には注文が多いが、時間が経つと注文が無くなる傾向にあり、月によってばらつきがある。

また、2010年度からはJFCネットワークのホームページに通販のことを紹介しネット上からも注文が可能となり、会員以外の方からの注文も受けるようになっている。

(5) その他

① 理事会

理事会を隔月に開催し（1月15日、3月15日、5月31日、7月26日、9月27日、11月27日）、JFCネットワークの運営全般、特に財政基盤の建て直しを中心に話し合った。

⑦ インターンおよびボランティアの受け入れ

2014度のインターンおよびボランティアの受け入れは以下の通りである。

【東京事務所】

<インターン>

2014年度はインターンの受け入れはなかった。

<ボランティア>

根岸伊作（ファンドレイジング）、山田美恵子（在宅翻訳）、佐々木祐介（在宅翻訳）、酒井紀恵（在宅翻訳）、山岸素子（在宅翻訳）、能勢隆志（在宅翻訳）、藤原遼（在宅翻訳）、酒井紀恵（在宅翻訳）、前田理沙（翻訳）、大野聖良（翻訳）、松家里紗（翻訳）、大場しなの（翻訳）、行木さやか（翻訳）、牛山恵美（翻訳、事務作業、季刊誌発送）、豊島眞（HP管理、ML管理、イベント）、株式会社トライベーツリサーチ（父親探し、イベント）、山根晴夫（イベント）、田中明水（イベント）、野口和恵（イベント、ファンドレイジング）、斎藤美子（季刊誌発送）、千代川陽一（季刊誌発送、翻訳）、千代川菊一（季刊誌発送、翻訳）、三木大（季刊誌発送）、池田和加、福山あづさ、山本哲二、Kenji YUTANI（季刊誌発送）、Anamarie NAYAKAMA（季刊誌発送）、Reji Castela（季刊誌発送）、Hiro KITAYAMA（季刊誌発送）

(6) ファンドレイジング

JFCネットワークの財政基盤強化のため、事務局長、伊藤里枝子がファンドレイジング担当となった。

また、2012年度からNPO法人チャリティ・プラットフォームが設立したインターネットによるファンドレイジングツール JustGivingを利用している。このツールは誰かが何かにチャレンジすることで、支援したい団体のために寄付を集めるプラットフォームである。

昨年度はJFCのリッキーさんが溶接技術取得コースの終了を目指し、本人の認知裁判費用への寄付を集めた。JustGivingだけでなく、他の手段でも寄付を呼びかけているが、目標額(235,000円)には達しなかった。

また、ボランティアの野口和恵さんの協力を得て、JFCのドキュメンタリーフィルム作成のために「ジャパンニーズ・フィリピノ・チルドレンとして生きる子ども、若者の声を伝えたい！」とのタイトルで目標額20万をめざしクラウドファンディングを行った。ネット上で108,000円が集まり（手数料20%を差し引き86,400円）、別に5000円のご寄付を頂いた（総額91,400円）。

<WEB再構築>

・2013 年度ボディショップの助成金(30 万)を受けることが決定し、フェヴを通じて WEB サイトの改善会議をもった(1 月 24 日)。2014 年度中に再構築を終えていたくはずだったが終わらず 2015 年度に持ち越した。

<Facebook 開設>

2013 年、JFC ネットワークのフェイスブックを開設し、JFC に関する情報や JFC ネットワークのイベントなどの情報を随時掲載している。2015 年 2 月 25 日現在、555 件のファンを持つ。

<Gooddo (グッドゥ) に登録>

・goodo とは? ⇒ goodo は自分の応援したい社会貢献団体を、誰でも、今すぐ、簡単に無料で支援することができるソーシャルグッド^(※) プラットフォーム。現在 100 団体以上の社会貢献団体が登録。Goodo の JFC ネットワークのページに入り毎日「応援する」をクリックすると一人 10 円が無料で JFC ネットワークに寄付されるなど (毎月上限 30,000 円まで)。

※ソーシャルグッド

社会貢献に類する活動を支援・促進するソーシャルサービスの総称、または、こうしたサービスを通じて社会貢献活動を促進する取り組みのこと。ソーシャルグッドの「グッド」(good) には「善」や「徳」、「良い行い」といった意味合いがある。(「goodo」のホームページから引用)

<データ管理>

2013 年 9 月頃より実際に Sales Force を活用しての支援者情報の管理(データ管理)や普及啓発活動(イベント管理、NL 発送)での運用を開始している。

2014年 現地事務所「マリガヤハウス」活動報告

1. Psycho-social Intervention Program (PSI) (心理・社会的介入プログラム)

① ケースマネージメント

全ての相談者へは電話で対応し（午前 9:30～午後 6:00）、電話相談によって事務所への訪問が必要な相談者には予約を取り、適切な対応を行った。戸籍取得方法をはじめ、法律や法的手続きに関するアドバイスを行い、相談ができる範囲で、自力で情報を収集したり手続きをするための手伝いをした。また、他の NGO やフィリピン政府機関などで類似の支援を行っている団体を紹介した。

＜新規ケース＞

新規ケースは、新規登録を毎月 1 回行い、合計で 24 件受理した。新規ケース以外にも、再開ケース、東京事務所からのケース、COW-DAVAO からのケースへの対応も行なった。新規登録時にはグループオリエンテーションを行った。オリエンテーションでは、自己紹介、マリガヤハウスの紹介、クライアントとマリガヤハウスの責任分担やクライアントの心がまえ、過去のケースの状況、団体の能力の限界などについての説明を行い、登録希望者には契約書を交わした。自分達の置かれている現状についてシェアリングや問題分析、その解決策の話し合いをした。午後には質問票（ケースプロファイルの記入と、婚姻届や出生届、戸籍、子どもの国籍、特に新国籍法に関する情報についてのレクチャーを行った。オリエンテーション後、各ケースの家庭訪問を行い、子どもや家族の状況を調査した。

＜進行中ケース＞

クライアントへの進捗の報告、過去の情報や現状についての聞き取り、法的書類取得のためのアシスト、書類の翻訳、さらに、婚姻の登録や認知、法改正後の国籍取得などに関する法的手続きのためのアシスト、ビザや日本パスポート取得手続きの手伝いなどを行った。DNA鑑定が必要なケースへ、スタッフが DNA サンプルなど必要書類を揃え、日本に郵送した。4 月、7 月、9 月に裁判ケースを対象に法的支援オリエンテーションを行い、クライアントが法的支援についてしっかりと理解できるよう説明を行った。隨時各クライアントへのカウンセリングも行っている。

＜解決ケース＞

父親によって送金される養育費の管理を行った。クライアントへの仕送りと母子の現状について簡単なモニタリングを行った。父親とのコミュニケーションのために、子どもや母親が書いた父親への手紙の受け取りも隨時行っている。

② カウンセリング

クライアントへの聞き取りや進捗の報告と平行して、適宜、電話または面会でのカウンセリングもおこなった。カウンセリングはクライアントの現状への理解や受容を促す上で重要であり、精神面での安定のために不可欠なものである。

② 家庭訪問

年間合計で約 30 件のクライアントの家庭に 1 ～ 数回訪問した。訪問の理由は、問題を抱えたクライアントや家庭への介入のためや日本でおこしている裁判に必要な調査のため、連絡がとれなくなったクライアントへの進捗報告のため、または父親からの希望などだった。訪問時には JFC や母親の生活状況、家庭環境を観察し、必要な介入を行った。

③ 国籍申請支援

2009 年 1 月国籍法の改正に伴い、父親から認知を取得した 22 ケースの国籍申請手続きの支援を行った。また、国籍取得許可が発行されていないケースに対して、大使館へのファローアップや必要書類取り寄せを支援した。

2. Training & Education Program (TEP) (トレーニング・教育プログラム)

① JFC 向けプログラム

1月、JFC ネットワーク 20周年記念イベントである JFC エッセイコンテストのための準備ワークショップを実施。また、日本の NGO が支援している子ども達とのビデオレターの交換を行い、フィリピンの国歌や市場、乗り物などを日本のお子さん達に紹介した。2月、同じくワークショップをダバオ在住 JFC にて実施。3月、学生ボランティア団体アイセックのインターンの規格による栄養をテーマにした JFC 母子へのワークショップを実施し、JFC の成長や健康を守るために栄養バランスについて学び、調理実習も実施。5月、マリキナ市営プールにて水泳教室を実施。泳げなかった JFC 達も上達し、クロールができるようになった。8月、JFC ネットワーク主催スタディツアーアーが行われ、11人の JFC 達がケソン市エコパークに集まり、スタディツアーアー参加者と一緒にチームビルディングを目的としたワークショップを楽しんだ。9月、学生ボランティア団体アイセックのインターンの企画による「A Step to the Future Together」を開催し、母子が協力をして未来に一歩踏み出すきっかけ作りを支援。10月、違法エージェンシーを通して来日し、就労している JFC 母子達の現状についてのシェアリングに参加。10月、JFC 支援を行っているフィリピン NGO バティスセンターに所属する JFC ユース主催の日本語教室に参加。毎週土曜日にフィリピン人や日本人の日本語教師を招いて勉強会を実施。12月、マリガヤハウスクリスマス会が開かれ、約 30人の JFC 母子達やボランティアが集まり、ゲームやクリスマスプレゼントの交換など楽しい時間を過ごした。

② 保護者（母親など）向けプログラム

1月、JFC ネットワーク 20周年記念イベントである JFC エッセイコンテストのための準備ワークショップを実施した際に、保護者達も裏方として食事などの準備や子ども達の発表に耳を傾けた。8月、JFC ネットワーク主催スタディツアーアーが行われ、母親達も JFC 達と一緒にチームビルディングを目的としたワークショップに参加した。10月、違法エージェンシーを通して来日、就労している JFC 母子達の現状についてのシェアリングに参加。10月、JFC 支援を行っているフィリピン NGO バティスセンターに所属する JFC ユース主催の日本語教室に参加。日本語を勉強する子ども達と一緒に日本語能力の向上を目指した。12月、マリガヤハウスクリスマス会実行委員として集まり、参加者へのプレゼント準備や包装、昼食の準備を行った。

③ 奨学金プログラム

JFC ネットワーク奨学金制度、シアソン大使奨学金制度、ソロプチミスト奨学金制度に参加している JFC に対し、毎月 1回の JFC 奨学生と保護者とのミーティングを行い、学生生活や成績についてシェリングを行ったり、高校卒業後の進路について話し合いを行った。また、奨学生達の担任教師とも定期的に話し合いの場を持ち、学校内での生活状況などを把握し、奨学生達への必要な対応をした。2014 年は小学生 1名、高校生 4名が支援を受けた。奨学金以外の JFC で、学費や文具、制服などの費用が出せないために通学が困難な者に対し、進路・進級支援「Enrolment Assistance」も行っている。

④ 訪問者・ボランティアへの啓蒙

個人や団体の訪問者やボランティアに対し、JFC 問題やマリガヤハウスの活動についてオリエンテーションを随時行い啓発を行っている。国際団体として学生インターンを世界中に派遣しているアイセックに登録し、インターン受け入れを行なっている。年内に受け入れた主な団体は以下のとおり。

◆ノンフィクション作花石井光太さん（5月）、名古屋学院大学スタディツアーアー（8月）、アイセック インターンシップ 南山大学 富永麻友美さん、神戸大学 尾形阿友美さん、京都大学 能勢隆志さ

ん（3月）、上智大学 山本美範さん、東京外語大学 行木彩花さん、東北大学 土屋敦司さん、青山学院大学 木村文紀さん、筑波大学 小林 沙英さん（9月）

3. Research & Publications Program (RPP) （調査研究・広報プログラム）

クライエントのデータベースのアップデートを行い、新規登録されたクライアントのデータの随時追加入力を行なった。JFC ネットワークの季刊誌「マリガヤ」へのマリガヤハウス報告、JFC 奨学金の季刊紙の作成を行った。マリガヤハウス月刊ニュースを、JFC ネットワークメーリングへ配信した。

4. Advocacy & Networking Program (Ad Net) （アドボカシー・ネットワーク プログラム）

① 政府や他の NGO とのつながり

在比日系 NGO が集まる Halo-Halo クラブの活動に参加。フィリピン NGO で女性の移住労働帰国者やその子どもたち（JFC など）を支援する BATIS CENTER FOR WOMEN やフィリピン政府機関と協力したり、ケースの相談を行ったりするなど、ケース対応のための良い環境を保つことができた。

在比日本 NGO とフィリピン NGO のネットワーク団体、Philippine-Japan Partnership Network (PJP) に参加し、情報交換を行った。

フィリピン政府機関 Commission on Filipino Overseas 主催の日本に移住するフィリピンのためのセミナーに参加。

5. Finance & Administration Program (FAP) （財務・運営）

① 組織運営

フィリピン人スタッフの社会保障と所得税の支払いをフィリピン税務署に定期的に行なった。東京事務所から毎月 10 日に送金される養育費の管理、配当を行った。

② 事務所メンテナンス

コンピューターなどの事務所機材の修理や管理、部品の購入などを行った。

第3 東京事務所におけるJFCに対する法的・行政手続支援事業の概要

1 ケース対応の手続

ケース相談は基本的にマリガヤハウスおよび東京事務所で直接クライアントから相談を受け、ケースとして受理している。2007年度からのはじめての試みとして、ダバオのNGO、RGS-COW(Religious of the Good Shepherd - Center for Overseas)で相談を受け付けたケースを扱った。しかし、RGS-COWのスタッフがこうした業務にまだ慣れていないことなどからケースの進行状況は良くない。今後、どのようにケースの迅速化を測るかが課題である。

まず、ケースを進めるにあたり、クライアントからの情報をもとに父親の所在や連絡方法を調査する。調査資料はクライアントの申告した住所や電話番号などであるが、調査会社または弁護士に調査依頼をする場合もある。

父親の自宅あるいは職場の住所が明らかな場合は手紙を出す。2度手紙を出しても返事がない場合、「父親探しのボランティア」に依頼し、自宅または職場の住所地を訪問して頂く。その後、事務局により、父親との交渉を始めるが、交渉が難航した際には弁護士にケースを依頼する。

また、父親の連絡先がつかめない場合、クライアントが記入した「ケース概要」に書かれている「その他の連絡先」または父親の両親および兄弟姉妹に手紙や電話連絡あるいは訪問を試み、父親の連絡先を問い合わせてみる。

これらの作業を踏んでも父親の所在が不明で裁判手続きも経ることができない場合、隔月行われる弁護団会議において相談され、「ケース打ち切り」の決定は当会議によってなされる。

2 受理・処理の状況（表 1～3）

1) JFC ネットワークのこれまでの総受理件数は 1,394 件、うち昨年度受理件数は 59 件である（表 1）。在比ケースはマリガヤハウス設立前ではフィリピンの他の NGO からの紹介だったが、マリガヤハウス設立（1998 年 1 月 17 日）後は専ら同オフィスで受理したケースを扱っている。2007 年度に初めてダバオの RGS-COW からケースの依頼を受けつけた。

他方、在日ケースは 1996 年以降受理している。2007 年度から JC ケースをカウントしている。JC ケースは、裁判などの法的な手続きなしアドバイスのみの対応、メール相談対応、子どものいないケース、通訳・翻訳のみ対応のケースなどである。

<総受理ケース>

受理年	場所	総数	再開	打切	解決	弁護士	事務局	受理年	件数
93-95	BS	49		39	10	0	0	2007	26
96-97	NGO	7		7	0	0	0	2008	29
96～09	TK	270	2	104	138	14	14	2009	12
97～09	MH	682		522	118	12	35	2010	8
2007-2009	COW	54		27	8	7	12	2011	8
2010	TK	24	1	10	9	3	2	2012	35
	MH	45		19	1	6	19	2013	29
	COW	39		13	4	1	21	2014	29
2011	TK	30		7	5	3	16	合計	176
	MH	24		3	3	10	8		
	COW	13		1	0	4	8		
2012	TK	19		4	2	9	4		
	MH	17		2	0	6	9		
	COW	4		0	0	1	3		
	Batis	2		0	0	1	1		
2013	TK	18		0	2	3	14		
	MH	13		0	0	8	5		
	COW	25		0	0	10	15		
2014	TK	13		1	0	2	10		
	MH	24		0	0	0	24		
	COW	22		1	0	3	18		
合計		1394	3	760	298	103	237		

注) BS : Batis Center for Women: バティスセンター、MH: Maligaya House マリガヤハウス、RGS-COW (Religious of the Good Shepherd - Center for Overseas) 旧 COWDI (Center for Overseas Workers in Davao, ~2010/8)

※総受理ケース(1,394 件)のうち、約 54.52% は打切済み。

※「弁護士」「事務局」欄の数字はそれぞれ各受理年に JFC ネットワークで受理し、その後弁護士に配転もしくは事務局で担当し、昨年度末時点未解決のケースの件数。

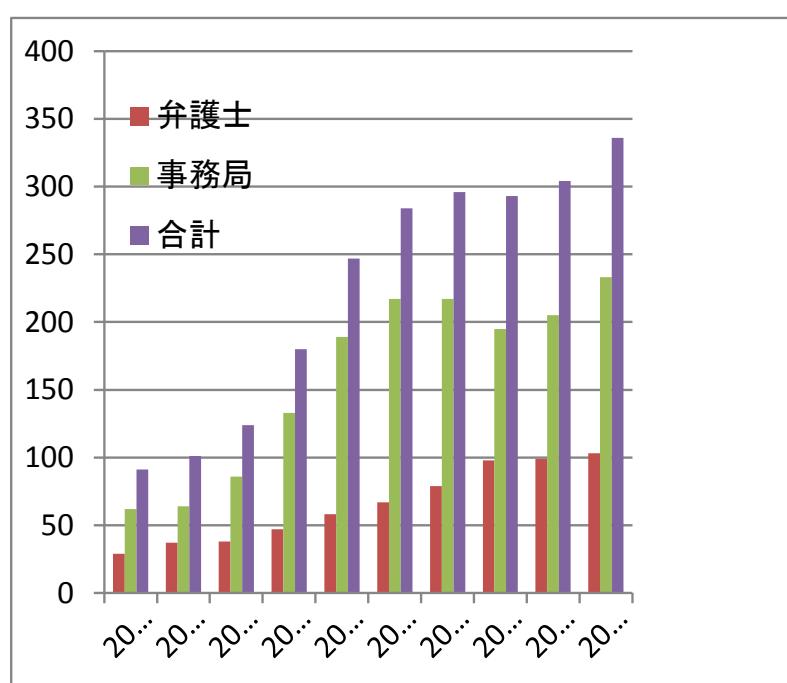
※解決率は 21.52% である。

2) 毎年の受理件数の増加はない一方で進行中のケースがここ数年増えている。特に、弁護士依頼

ケースが急激に増えており、事務局対応中のケースも増加している（表2、図1参照）。弁護士依頼ケースが増加している理由は、2006年以降、在比ケースでも、日本弁護士連合会の「外国人に対する法律援助制度」を利用して弁護士を雇い訴訟を行うことができるようになっていることがある。それまでは在比ケースの場合、事務局による交渉が難航した場合、本人が養育費や認知請求などの法的手段を取りたくても弁護士を雇う経済的な余裕はないため泣き寝入りする他なかった。

また、事務局で扱っているケースが増えている理由は、2009年1月1日に国籍法が施行され両親が非婚でも20歳までに日本人の父親から認知された子は20才までに日本国籍の取得が可能となつたため、過去にすでに打ち切っていたが再び認知請求のために再開をするケースが増加したこと、また、これまで認知を得るまでの支援だったものがその後の国籍取得までアシストをするようになったために1件あたりにかかる時間が長くなつたことにある。

年	弁護士	事務局	合計
2005	29	62	91
2006	37	64	101
2007	38	86	124
2008	47	133	180
2009	58	189	247
2010	67	217	284
2011	79	217	296
2012	98	195	293
2013	99	205	304
2014	103	233	336



3)受理案件のうち一定の解決を得たケースの状況は表2の通りである。各項目ごとの分析は次項以下を参照。なお、表2は解決を得た人及び項目ごとにカウントしている。たとえば同一の母親の二人の子どもについてそれぞれ認知が得られたときは、受理件数は1件であるが解決件数は2件としている。また同一の子について認知と養育費支払の解決を得たときには2件としている。したがって、表1の解決件数と表2の解決人数とは一致しない。

表3 全体及び昨年度の解決の状況 (単位：人)

	婚姻の報告的届出	国籍取得	認知	養育費支払	在留特別許可	総数
総数	78	195	222	136	55	649
昨年度	1	7	28	9	0	45

4)受理件数1,394件のうち、昨年度までに打ち切りとなったのは760件（昨年度は10件）である（表1参照）。打ち切りの理由は、表3の通りである。「父親の手がかり無し/情報不足」（47件）または「行方不明」（152件）といった父親の所在がつかめずに、打ち切りとなったものが全体

の 26.18%(199 件)を占めている。

また、父親の死後に相談を受けたケースもこれまでに 27 件 (3.55%) が何も出来ずに打ち切りとなつた。

さらに、父親に養育費の支払い能力がないために打切ったケース（50 件）も、全体の 7.47% を占めた。なお、父親に支払いの意志が全くなく、交渉が困難となり打ち切ったケース(98 件)も 12.89 %を占めている（表 4）。

また、クライアント行方不明・連絡がとれないために打ち切ったケースが 132 件 (17.37%) もある。在比ケースの場合、特にクライアント側の経済的事情などによりケースの継続が困難な実情を伺わせる。特に 2009 年の国籍法改正後に多くの JFC をターゲットにした人身売買取引が問題化しており、日本で働くという話で悪質なエージェントに騙され、当団体に告げることなく来日しているケースが増えているようだ。

表4 ケース打ち切りの理由

<2014年>		2014		1993-2013	
打ち切り理由	合計	構成率(%)	全ケース	構成率(%)	
家族一緒に暮らすこととなる/関係良好	1	10.00	17	2.24	
送金が既にされている/直接送金始めた	0	0.00	20	2.63	
父親の手がかりなし/情報不足	0	0.00	47	6.18	
父親行方不明	0	0.00	152	20.00	
過去に金銭受理	0	0.00	3	0.39	
要望(婚姻記載・出生記載・謄本取寄)済	0	0.00	2	0.26	
交渉困難/支払いの意思なし	0	0.00	98	12.89	
クライアントの要望	4	40.00	73	9.61	
両親(父子)同士で交渉	0	0.00	21	2.76	
クライアントの話が不可解/信頼関係築けず	0	0.00	11	1.45	
クライアント行方不明・連絡取れず	2	20.00	132	17.37	
父に支払い能力無し	0	0.00	50	7.47	
父は拘留中のため交渉不可能	0	0.00	2	0.26	
他団体・個人・弁護士に依頼	0	0.00	20	2.63	
できること無(在特申請/国籍取得/その他)	2	0.00	15	1.97	
必要性無(経済的に自立)	0	0.00	1	0.13	
父親死亡・遺産相続/認知不可/年金無	0	0.00	27	3.55	
母子強制退去	0	0.00	1	0.13	
クライアント/JFCに意思/やる気なし	0	0.00	25	3.29	
送金が途絶え、その後支払の意思・能力無	0	0.00	8	1.05	
送金が途絶え、父が直接送金を始めた	0	0.00	1	0.13	
送金が途絶え、その後父行方不明	0	0.00	4	0.53	
送金が途絶え、Ctと連絡とれず	0	0.00	6	0.79	
送金が途絶え、Ctと信頼関係喪失/継続意思無	0	0.00	3	0.39	
送金中、Ct他団体へ依頼希望	0	0.00	1	0.13	
送金中、母子行方不明	0	0.00	1	0.13	
家族に養育能力無	0	0.00	1	0.13	
クライアントに金銭的余裕無	0	0.00	5	0.66	
相手側にやる気なし(父親がクライアント)	0	0.00	1	0.13	
裁判取下げ	0	0.00	4	0.53	
裁判敗訴	0	0.00	1	0.13	
父在外のため裁判できず	1	0.31	3	0.39	
鑑定結果父子関係無。	0	0.00	4	0.53	
合計	10	90.31	760	100.89	

3 婚姻手続（表 5～8）

(1) 総受理ケース（1,394 件）のうち、両親共に外国人家族の相談 3 件を抜いた 1,391 件のうち、受理時に両親の婚姻が少なくとも日比いすれかで成立しているケースは 474 件（34.00%）である。しかし、このうち重婚であったケースが 62 件（13.21%）あり、さらにクライアントとの婚姻が後婚であるために無効（フィリピン家族法 35 条 4 項）であるケースは 34 件である（表 6 受理時に婚姻が成立していたケースの 7.25%、重婚ケースの 54.84% に上っている）。

表 5 受理時点での両親の婚姻の成否

種類	総受理ケース	婚姻成立		非婚	外国人家族
		有効	無効		
数	1394	440	34	917	3
構成率(%)	100%	31.56	2.44	65.78	
数	1394	474		917	
構成率(%)	100%	34.00		65.78	

※子ども無ケース 2 件含む

表 6 重婚ケース

	前婚（有効）	後婚（無効）	総数
数	30	34	64
重婚構成率(%)	46.88%	53.13%	100%
対総婚姻数(%)	6.82%	7.73%	14.55%

(2) フィリピンで有効に成立した婚姻は日本法上も有効であるが、日本の本籍地の市町村役場若しくは在比日本大使館に届出（報告的届出）をしないと戸籍に記載されない。

JFC ネットワークが受理した時点で婚姻が成立していたケース（474 件）から、重婚の後婚であるために婚姻が無効であるケース（34 件）を除いた、有効に成立した婚姻 440 件のうち、フィリピンで成立したケースは 386 件（87.73%）である。しかし、そのうち 116 件は報告的届出がなされておらず、日本人夫の戸籍に記載されていなかった（フィリピンにおいて有効に成立した婚姻の 30.05%）（表 7、図 2）。

受理後に JFC ネットワークで報告的届出を行ったケースは 78 件（未届ケース 114 件の 68.42%）ある。そのうち婚姻後 1 年以内の報告的届出は 1 件であり、婚姻成立後 5 年以上経過したケースが 53 件と過半数を占めている（表 8）。

昨年度は 1 件の婚姻の報告的届出を行った。フィリピンでの婚姻成立後 9 年経過しての届出だった。

表7 有効な婚姻成立ケースの内訳（474件）

種類	フィリピンにて婚姻		日本にて 婚姻	不明
	日本未届	日本届出済		
数	116	270	49	5
構成率	26.36%	61.36%	11.14	1.14
	30.05%	69.95%	—	—
数	386		49	5
構成率	87.73%		11.14	1.14

図2 有効な婚姻成立ケースの内訳

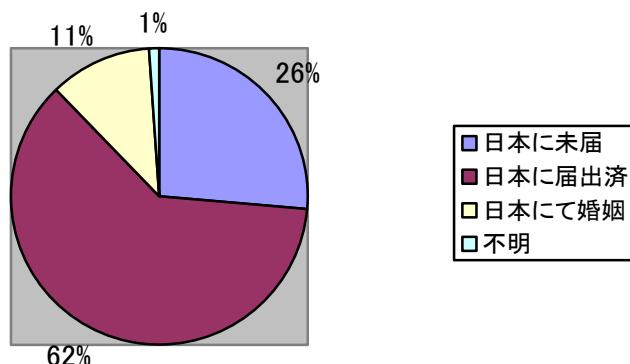


表8 比国方式の婚姻成立後、日本への届出までの経過期間

経過した期間	件数
1年未満	1
1年以上2年未満	4
2年以上3年未満	6
3年以上4年未満	7
4年以上5年未満	5
5年以上10年未満	21
10年以上20年未満	29
20年以上30年未満	2
30年以上40年未満	1
不明	1
合 計	78

(3) (2)で見たように、フィリピンで婚姻したケースのうち日本に報告的届出がなされずに長期間放置され、夫の戸籍に記載されないケースが非常に多い。その原因として、報告的届出の必要性とその手続が日本人夫・フィリピン人妻の双方に周知されていないことが考えられ

る。東京事務所及びマリガヤハウスのクライアントに対する聴き取りでも、報告的届出についてほとんどのフィリピン人妻は知識を有していなかった。

前述の通り、報告的届出がなされないと日本人夫の戸籍には婚姻が記載されない。このために、時間の経過とともに夫の妻に対する意識が希薄になってしまったり、重婚という事態が生じたりすることになる。またフィリピンの婚姻証明書に記載された日本人夫の本籍地は多くの場合不正確であり、日本での住所地から探知していくことになるが、時間が経過するほど転居・転勤によって夫の所在を探知することが困難になる。JFC ネットワークで受理した時点で報告的届出が行われていなかった 116 件のうち報告的届出ができたケースが 78 件 (67.24%)に留まっているのも、時間の経過によって夫の所在が不明となり、本籍地を探知することが不可能となつたためである。そして、このような状態が JFC の国籍喪失など法的保護の欠如の一要因ともなっている。

問題の解決には、フィリピン本国政府及び在比日本大使館による婚姻前の男女への周知・啓発活動が必要である。後述する通り、マリガヤハウスの受理ケースのうち、約 7 割が大使館からの紹介・依頼であることを見ても、大使館は事態の深刻さを充分に理解しているのであり、大使館における早期の適切な対応が求められる。

4. 国籍取得（表9～12）

(1) 概要

①JFC ネットワークにて受理後に JFC が日本国籍を取得したのは 195 人である。そのうち婚内子でフィリピンにて出生後 3ヶ月以内に出生の届出を行い日本国籍を留保できたのは 5 人(在比ケース)、準正による国籍取得は 30 人(在比・在日ケースともあり)、胎児認知は 6 人(在比・在日ケースともあり)、国籍再取得は 37 人(在日ケース)、1984 年改正前国籍法の適用による国籍取得は 13 人(在比ケース)、出生の届出により日本国籍を取得したケースが 3 人(在比・在日ケース)、2008 年 6 月 4 日の最高裁判決に伴う出生後認知による国籍取得が 102 人である。2014 年度は 8 人(6 件) の国籍取得ができた。

なお、年ごとの国籍取得件数の推移を示したものが表 10 である。最高裁判所での違憲判決を得た 2008 年に取得件数が急激に上がり、その後、下降しているが取得数は多い。昨年度の件数が少ないので、昨年度中に申請したがその年度内に結果が出ていないケースが数件あるからである。特に任意の認知ケースについては結果が出るまで非常な時間がかかるので、国籍取得の申請してから許可の結果ができるまで 1-5 年かかっている。

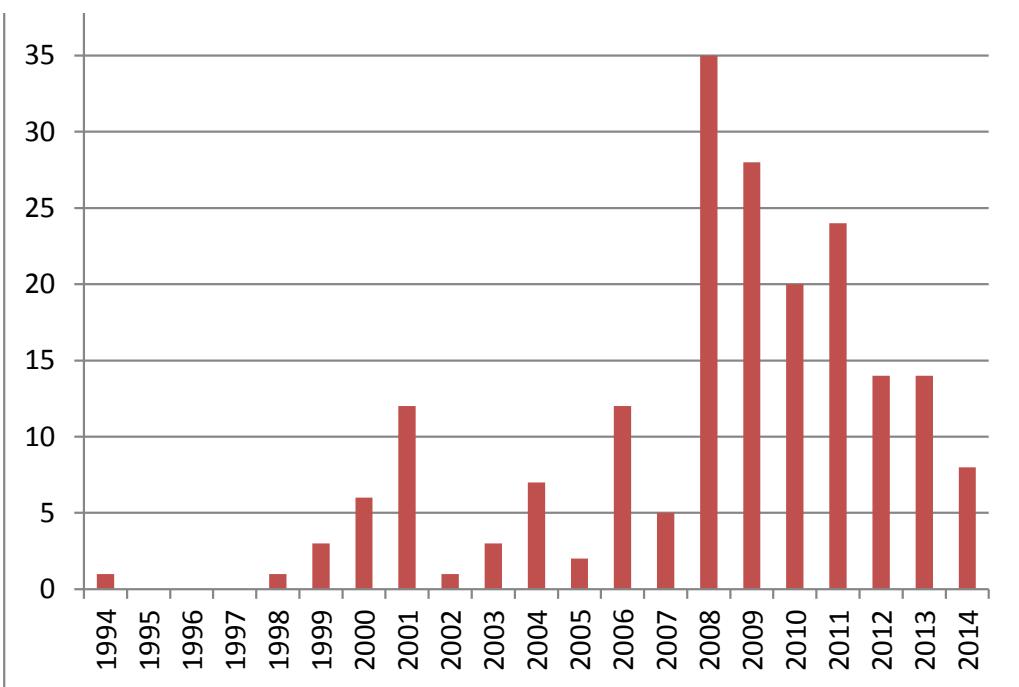
6 件(8 人)の国籍取得はすべて生後認知による国籍法 3 条に基づくものだった。5 件(6 人)は母子が在比のケースだった。5 件(6 人)のうち 2 件(2 人)は死後認知判決を得て国籍取得をしたものだった。母子が在日のケース 1 件(2 人)は 20 歳になる約 1 週間前に国籍取得を行っている。婚内子国籍喪失ケースとして在ダバオの COWDI(当時)に相談に訪れた母子が 2 人の JFC の国籍再取得が目的で短期滞在の在留資格で来日をした。母は定住者、子は日本人の配偶者等への変更申請をする一方で、母の夫に対して離婚および養育費請求の調停を申し立てたところ、夫が 2 人の双子の子どもの嫡出性を否認したため DNA 鑑定を実施した。親子関係を否定する結果が出たため、母子の日本での在留を認めてもらうためには生物学上の父親からの認知が必要となった。しかし、その父親が認知を強く拒む一方、母子のビザの更新時の身元保証人になることに応じた。入管に対しては父と交わした合意書(生物学上の父子関係はあるが法的には認知をしていないこと)、19 歳になるまで認知はないまま日本人の配偶者等の在留資格の更新ができていた。ところが、昨年度の在留資格の更新が不許可となり特定活動の在留資格とされてしまったため、急きよ父親に対し認知を求める必要に迫られた。父は幸い任意で認知に応じたため、日本人の配偶者等の在留資格を付与され、無事に 20 歳直前で日本国籍取得ができた。

表9 国籍取得ケース概要

(単位:人)

	国籍留保	準正	認知		国籍再取得	国籍法改正前	出生届出	総数
			胎児認知	生後認知				
全体	5	30	6	102	37	13	3	196
昨年度	0	0	0	8	0	0	0	8

1995	0
1996	0
1997	0
1998	1
1999	3
2000	6
2001	12
2002	1
2003	3
2004	7
2005	2
2006	12
2007	5
2008	35
2009	28
2010	20
2011	24
2012	14
2013	14
2014	8
合計	196



(2) 準正による国籍取得（2008年改正前国籍法3条1項）

(イ) 婚外子は父親から認知され、かつ両親が婚姻することにより、準正が成立する（民法789条）。2008年改正前の国籍法3条1項によれば、未成年の準正子は届出によって日本国籍を取得することができる（国籍法3条）。

(ウ) JFCネットワークにてケース受理した時点で準正が成立していた（すなわち日本国籍取得の要件を備えていた）JFCは56人あった（表11）。このうち、すでに日本国籍を取得していたJFCは27人であった。

他方、準正が成立していないながら日本国籍を有していなかった29人のうち、受理後に日本国籍を取得できたのはわずか12人であった。この内訳は以下の通りである。

① 当初から日本在住のケース 2人

(ア) 在比ケースとして受理後に母子が来日し日本で国籍取得の届出を行ったケース 4人

(イ) 在比ケースとして受理後に子が来日し日本で国籍取得の届出を行ったケース 1人

(ウ) 母が日本、JFCはフィリピンに在住するケース 1人

(エ) 在比ケースで、JFC本人が日本大使館で手続を行ったケース 4人

(ウ) 受理後に準正が成立したケースは26人あり、うち10人は国籍取得を行った。

表11 受理時に準正が成立していたケースの国籍取得状況（単位：人）

	総数	国籍有	国籍無
JFCの数	56	27	29
構成率	100%	48.21%	51.79%

表12 受理時に準正が成立していたケースの両親の婚姻状況（単位：人）

	婚姻中		離婚	
	国籍有	国籍無	国籍有	国籍無
JFCの数	18	16	9	13
構成率	30.18%	30.18%	15.09%	24.52%
数	34		22	
構成率	64.15%		41.51%	
総数	56			
	100%			

(ウ) 上記の通り、JFCネットワークで受理した時点で準正が成立しているにも関わらず日本国籍が取得できていなかったJFCが29人もおり、受理後も17人が国籍取得できないでいる。これらはいずれも在比ケースである。

在比ケースにおいて準正による日本国籍取得件数が少数に留まっている背景には、経済的な理由など個別事情だけでなく、以下のような制度的な問題点もある。

現在、国籍取得届出の手続を扱う地方法務局は、両親が婚姻中の場合には、民法818条3項の親権共同行使の規定を根拠に、親権者である両親が共同して国籍取得届出の手続を行うことを要求しており、外国における国籍取得届出手続の窓口である在外日本大使館も同様の見解に立っている。しかしながらほとんどのケースでは、両親の婚姻は継続していても父親

は日本に在住し、音信不通であるか母子への協力を拒否し、あるいは経済的困難によって母子への協力ができない状態にある。このような父親に対し、フィリピンの日本大使館での国籍取得手続のための協力を得ることは事実上不可能である。

また、フィリピンには離婚制度がないため、両親が離婚しているケース 22 件(41.51%)（表 12）は全て日本での離婚届提出によるものである（そのうち夫が無断で離婚届を提出したケースもある）が、協議離婚における親権者指定という制度がフィリピンに存在しないために、両親の合意による親権者の指定は無効とされ、両親が離婚しているにも関わらず親権は依然として両親が共同行使しなければならない、という状態になっている。この状態で父の協力を得ることが困難であることは前述の通りだが、他方で、これを解消し母親の単独親権とするためには裁判所の許可を得る必要があるが、手続の複雑さに加えて時間と費用の壁が在比の母の単独親権の取得を困難にさせている（ちなみに在日ケースでは、家庭裁判所で親権者指定の決定を得ることによりフィリピン法上も単独親権であることが認められるので、母親のみによる JFC の国籍取得の手続が可能になる）。

このように、準正による国籍取得の要件を備えているにも関わらず、「親権の共同行使」の壁に阻まれて日本国籍取得の途を実質的に封じられているという事態が見られる。

ことに 2008 年の国籍法改正により日本人父の認知があればフィリピン人母だけで JFC の国籍取得届ができるようになったことと対比すると、準正が成立している方が国籍取得が困難になっているという矛盾が生じている。

抜本的な解決のためには、法務省及び法務局・大使館が「親権の共同行使」に拘泥せず、事案に応じて柔軟に対応することが必要である。

(3) 国籍再取得

(i) 外国で生まれ、外国籍を取得した日本人の婚内子は出生から 3 ヶ月以内にその出生を在外日本大使館または日本の市町村役場に届け出ないと、日本国籍を喪失する（国籍法 12 条、戸籍法 104 条）。

(ii) 受理ケース中、婚内子は 500 人であり、そのうちフィリピンで出生した婚内子は 364 人（72.80%）だった。フィリピンで出生した婚内子（364 人）のうち、国籍を留保していた子どもは 111 人（30.49%）であり、253 人（69.51%）は国籍を喪失していた（表 11, 図 2）。国籍喪失ケースのうち、現在までに国籍(再)取得できたケースは 37 件（14.62%）に過ぎない。

このように極めて多数の国籍喪失ケースが発生しているのは、日本人父・フィリピン人母ともに国籍喪失制度（国籍法 12 条）の知識を有せず、フィリピンで出生後直ちに日本大使館に出生届をすることの重要性を認識していないからであろう。殊に国籍喪失制度は一般にはなじみのない特殊な制度である（ちなみに日本で出生した JFC は婚内・婚外を問わず、また出生後何年経った後でも大使館に出生を届け出ればフィリピン国籍を取得できる）から、日本大使館による啓発活動が特に重要である。また根本的には、国籍喪失制度を改廃するか、国籍留保届出期間を大幅に延長する、期間経過後の国籍留保届出の受理を事情に応じ柔軟に対応する、などの対策が必要である。

(iii) また、日本国籍を有しない婚内子は、日本人父の戸籍に記載されない。このことは認知された婚外子が（外国籍であっても）父の身分事項欄に記載されることと対比して不均衡であるのみならず、身分関係の公証という戸籍の機能を害するばかりか、相続発生の場合に相続人を覚知し得ずに紛争の火種を残すという現実的な問題も生じさせる。

このような戸籍記載に関する問題を解消するためには、上述した国籍喪失制度やその運用の再検討、あるいは日本国民の婚内子は国籍の有無に拘わらず戸籍に記載するなど、戸籍制度側の改善措置が必要と思われる。

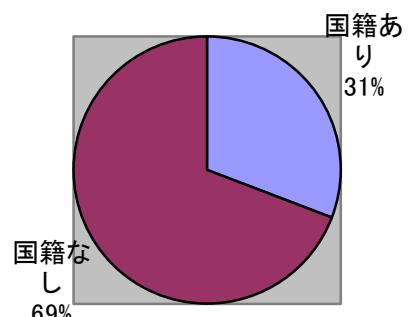
(iv) 国籍留保届を行わなかったために日本国籍を喪失した子どもは、日本に住所を有するときには、届出によって日本国籍を再取得することができる（国籍法 17 条 1 項）。国籍の再取得の手続を行った 37 件（表 8）はいずれもフィリピンに在住する母子が来日し、短期滞在の在留資格で入国した後、在留資格を定住者に変更して日本に居住し、仕事を探して生活する一方、家庭裁判所において親権者指定の申立を行い、前述した単独親権を得て法務局に対して国籍再取得の手続を行ったものであった。この全ての過程に弁護士及び JFC ネットワークのスタッフが関与し、かつ国籍取得手続終了までに平均約 1 年を要している。改めて、国籍再取得がいかに困難であるかを実感した。

表 13 婚内子と国籍留保・国籍喪失ケース

婚内子(500人)		比で出生した婚内子(364人)		
日本で出生	比で出生	不明	国籍有り	国籍なし
134人	364人	2	111人	249人
26.80%	72.80%	0.40%	30.49%	69.51%

注：受理後国籍取得のケースのうち国籍留保期間中に国籍留保届を行ったケース 5 人、改正前国籍法の適用による国籍取得ケース 13 人、喪失後の国籍再取得ケース 37、出生の届出ケース 3（表 9 参照）

図 2 婚内子の国籍喪失状況



5 認知（表 14）

- (1) ケースを受理した JFC の総人数（受理件数 1,394 件よりも多い）のうち、婚内子である JFC（500 と婚外子で受理時にすでに認知を得ていた JFC（88 人）を除いた、およそ 800 数十人（5 ～6 割）の JFC が、ケース受理時に父親に対して認知を求めうる立場にあった。このうち、父親からの認知を得られた JFC はわずか 222 人であり、訴訟手続で認知を得たケース 159 人のうち 22 人は死後認知訴訟により、3 人は公示送達^(注)により認知を得た。
- (2) 昨年度に父親から認知を得たケースは 28 人である（表 14 参照）。その内訳は以下の通りである。

①父親による任意の認知 2 人

2 人（2 件）のうち 1 人は子とその母は在比であり、父が任意の認知に応じたため手続きを行なった。1999 年に受理したこのケースは任意の交渉で長年父親が養育費を払ってくれていたが、1994 年 3 月生まれの JFC が 20 歳直前にして認知を求めてきたため、父に対して交渉をしたものである。1 件は母が在日、1992 年 10 月生まれの JFC は在比のケースであった。JFC はすでに 20 歳を過ぎていたため国籍取得はできなかつたが、父が任意での認知に応じたものである。

③ 裁判認知 26 人（21 件）

26 人（21 件）の裁判認知のうち 11 人（9 件）は調停において合意による 23 条審判によって認知が成立したケースである。9 人（7 件）のうち 1 件（2 人）は母子が在日のケースであったが、8 人（5 件）は母子が在比のケースで、いずれも本人たちは出頭せずに審判が下された。8 人（5 件）のうち 1 件は親子 3 人が在比のケースであった。JFC の懷胎時にフィリピン人の母親にはフィリピン人の夫がいたため、日本人の父親が任意の認知ができなかつたケースであったが、推定の及ばない子であることを証明し審判によって認知を得た。

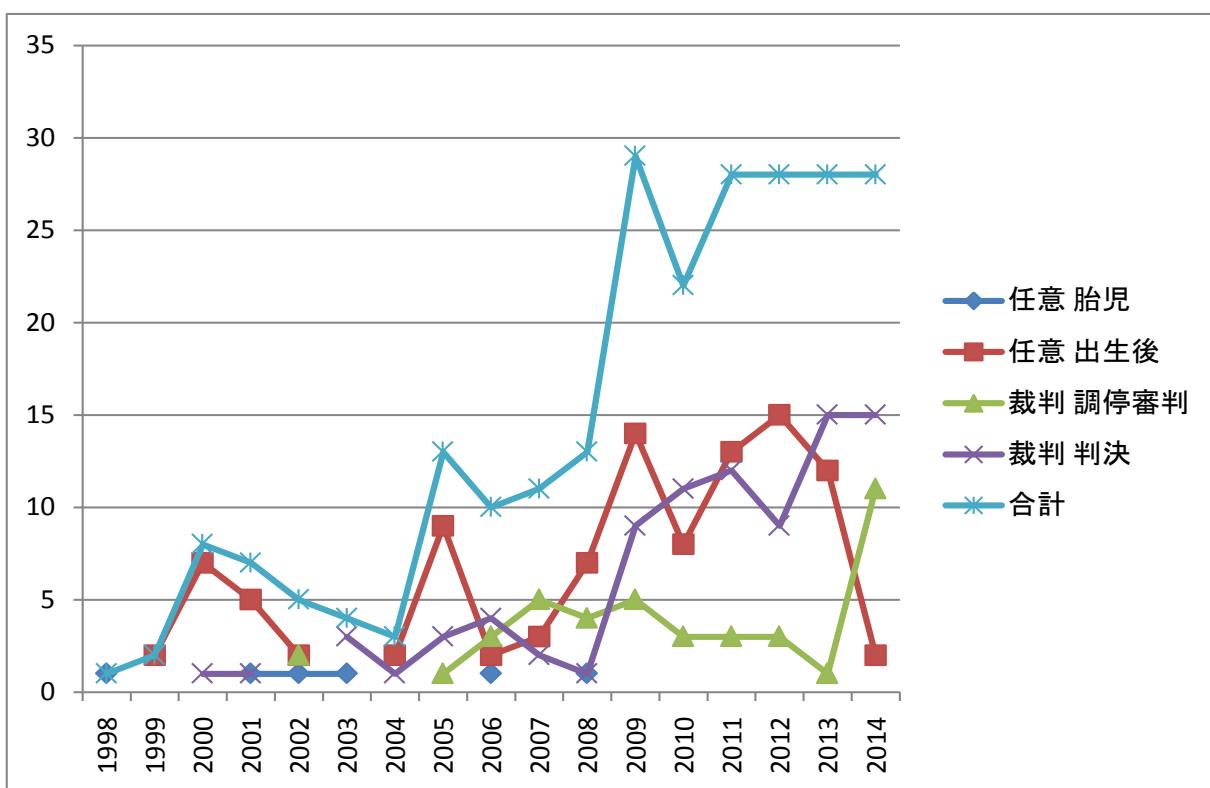
26 人（21 件）の裁判認知のうち 6 人（4 件）は母子が在比の死後認知ケースであった。いずれも本人たちは出頭せずに判決を得た。

表14 認知取得ケース概要 （単位：人）

	認知取得	裁判認知		任意認知		報告的 届出
		調停	裁判	胎児	出生後	
全体	240	41	87	6	103	3
昨年度	28	11	15	0	2	0

（注）公示送達とは：相手方を知ることができない場合や、相手方の住所・居所がわからない人、相手方が海外に住んでいてその文書の交付の証明が取れないときなどに、法的に送達したものとする手続きのこと。

	任意		裁判		報告的 届出	合計
	胎児	出生後	調停審判	判決		
1998	1					1
1999		2				2
2000		7		1		8
2001	1	5		1		7
2002	1	2	2			5
2003	1			3		4
2004		2		1		3
2005		9	1	3		13
2006	1	2	3	4		10
2007		3	5	2	1	11
2008	1	7	4	1		13
2009		14	5	9	1	29
2010		8	3	11		22
2011		13	3	12		28
2012		15	3	9	1	28
2013		12	1	15		28
2014		2	11	15		28
合計	6	103	41	87	3	240



6 養育費請求（表 15）

父親との交渉により、JFC への養育費の支払の合意を得られたケースは 144 件あり、うち昨年度に 9 件の養育費支払の合意が得られた(表 13)。他方、合意後に養育費の支払が途絶え、再開の見込みがないとされて打ち切られたケースがこれまで 47 件、子どもが 20 歳になったため養育費送金が終了したケースが 21 件である。

現在、76 件について父親からの養育費の支払が行われており、金額は 2,000～50,000 円とケース・バイ・ケースである。但し、送金が途切れがちのケースも多く、父親による JFC の支援は必ずしも順調ではない。

[表 15 養育費の送金]

＜養育費の送金＞

開始年	件数	打切	終了	送金中
1993	1		1	0
1994	3	1	2	0
1995	2		1	1
1996	2	1	1	0
1997	0			0
1998	11	6	2	3
1999	13	8	1	4
2000	17	9	2	6
2001	9	4	1	4
2002	11	9	1	1
2003	7	3	4	0
2004	4	1	1	2
2005	1	1		0
2006	7	2	1	4
2007	13			13
2008	7			7
2009	6	1		5
2010	7	1	2	4
2011	9		1	8
2012	1			1
2013	4			4
2014	9			9
合計	144	47	21	76

7 在留特別許可（表 16・17）

- (1) 在留資格を有しないなど、退去強制事由（入管法 24 条）に該当する外国人は退去強制手続に付された上、強制送還（退去強制令書発付処分）されるのが原則である。しかし日本人と婚姻関係にある、日本人との間にもうけた子を養育している、などの事情により「法務大臣が特に在留を許可すべき事情があると認めるとき」には、在留特別許可が与えられる。例外的・恩恵的な制度とされているが、2012 年 1 年間の法務大臣への異議申立(4,776 件)に対する裁決件数件のうち、在留特別許可件数は 2,840 件であり、約 59.46% (2012 年度は 86.22%) が在留特別許可を認められている。（出入国管理統計年報<平成 26 年度版>法務大臣官房司法法制部編）
- (2) 東京事務所で受理する在日ケースの中には、母子のいずれかまたは母子ともに在留資格を有しないケースもある。そのうち、子どもが日本国籍を有するケース、子どもが日本人父の認知を得ているケースなどは、在留特別許可の手続を行っている。これまでの在留特別許可申請件数は 58 件であり、その内訳及びすでに在留特別許可を得た件数は表 15 の通りである。なお、58 件のうち 2 件は、子の日本国籍と母の婚姻の 2 つの要因があるケースであり、両方の類型にそれぞれカウントされている。また別の 1 件は、JFC の姉妹のうち一人が日本人父から出生後認知を受け、もう 1 人が胎児認知を受けて日本国籍を有するケースであり、両方の類型にそれぞれカウントされている。さらにもう 1 件は、母親と離れて児童養護施設で生活する JFC が日本人父から認知され、母は別の日本人男性と婚姻したケースであり、JFC とその母親とで在留特別許可の根拠が異なると見られるため、両方の類型にカウントした。さらに 3 件は子どもの認知と両親の婚姻の 2 つの要因があるためそれにカウントしている。その結果、表 12 記載の在留特別許可申請件数の合計は申請を行ったケースの数より 7 件多い。
- (3) これまで、54 件について在留特別許可が出ている（なお、うち 6 件は前述した 2 つの在留特別許可の要素を有するケースであり、そのため表 14 では許可件数の総数が 62 件となっている）。
- (4) このうち、昨年度許可されたのは 0 件である。
- (5) 入管に出頭後、在留特別許可を得るまでの期間は 2 年以上 3 年未満が 15 件で最も多い（表 16）。
- (6) 在日ケースの多くは在留資格を有しておらず、しかも子どもが日本で出生し、成長しているため、今後も在留を希望する場合には在留特別許可申出を行う必要が出てくる。また在日 JFC ケースは父親との交渉や認知その他の訴訟、国籍取得の手続なども在比ケースより容易であるため、今後は徐々に在留特別許可申請が増加する可能性がある。

表 16 在留特別許可申出ケース 58 件(54 件)

	許可		不明
	総数	昨年	
子が日本国籍を有するケース	15	1	1
子が日本人父の認知を得ているケース	37	0	1
婚姻ケース	9	1	1
外国人家族	3	0	

注：（ ）内は許可件数

表 17 入管出頭後、在特許可までに要した期間

期間	件
～1年未満	16
1年以上2年未満	13
2年以上3年未満	17
3年以上4年未満	2
4年以上	5
不明	3

8 訴訟ケース（表 18）

(1)これまで、JFC のケースで調停・訴訟などなんらかの形で裁判所の手続を行ったケースは 305 件あった。事件の類型及び手続の種類（調停または訴訟）、解決状況等は表 18 の通りである。これらのうち母子がフィリピンに在住しながら裁判手続を提起したケースは 172 件である。弁護士が受任し現在進行中のケースは 98 件であり、うち 99 件は母子が在比のケースである。

表 18 裁判手続き提起・解決状況

			判決/和解/調停成立	継続中
認 知	離婚	調停	30	4
		訴訟	11	2
強制認知(前夫と嫡出推定が働く)	離婚無効確認	調停	0	0
		訴訟	6	1
死後認知	認知	調停	31	87
		訴訟	37	3
遺産相続		調停	10	3
		訴訟	10	6
親子関係不存在確認		調停	2	3
		訴訟	0	0
養育費		調停	8	10
		訴訟	5	0
子の引渡し		調停	33	79
		訴訟	6	0
親権者指定		調停	3	1
		訴訟	2	0
親権変更		調停	0	0
		訴訟	0	0
面会交渉		調停	2	1
		訴訟		
婚姻費用		調停	1	0
		訴訟		
慰謝料請求		調停	0	0
		訴訟	2	0
夫婦関係調整		調停	0	1
		訴訟	0	0
戸籍記載事項訂正		合計	211	202

注:1 ケースで 2 つ以上の事件を抱えるケースがある。